

令和8年度 みんなで公園活用事業(愛称:パークファン)に係る検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和8年度 みんなで公園活用事業(愛称:パークファン)に係る検討業務委託
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

中央復建コンサルタンツ株式会社

3 公募期間

令和8年4月23日(木)～5月13日(水)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
赤澤 宏樹	兵庫県立大学 教授
梶木 典子	神戸女子大学 教授
川口 将武	大阪産業大学 准教授

(2)選定委員会の開催日

1回目:令和8年4月13日(月)

2回目:令和8年7月3日(金)、6日(月)

(3)審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
経験及び能力 参加表明者の	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。）	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種または類似業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請として従事した実績を有していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が規定業務の実績を有していること。） 【規定業務】（※ ² ） ・公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務	様式－2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設-都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同等の能力と経験を有すると認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、管理技術者または担当技術者として従事した実績（※ ¹ ）を有していること。 【規定業務】（※ ² ） ・公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（主任（管理）技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。	様式－4を審査する
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設-都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同等の能力と経験を有すると認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容	平成28年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、照査技術者または管理技術者または担当技術者として従事した実績（※ ¹ ）を有していること。 【規定業務】（※ ² ） ・公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務	様式－5を審査する
	術者1 担当技	専任性	手持ち業務の金額及び件数	担当技術者各々の、全ての手持ち業務（主任（管理）技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。	様式－4を審査する
	術者2 担当技				

業務実施体制	その他留意事項	担当技術者の人数について、「サポーターの確保」に関する検討と、「コーディネート手法と展開」について検討する必要があることから、少なくとも2人以上配置することを規定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。なお、担当技術者を3人以上配置する場合においても、担当技術者 1、2 を評価対象とする。	様式－5 を審査する
	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式－3 を審査する

*¹ 過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

*² 「規定業務」の「公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務」とは、民有地を含む公共的空間において、収益を目的とする取組ではなく、地域の活性化などを目的に、多様な主体が自由かつ柔軟に活用できる場としての利活用を広げる業務、またはその利活用を支える仕組みを構築する業務を指す。

② 技術提案書評価基準

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
評価は①～⑮の各項目毎に、A、A'、B、B'、C の5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

- A の場合は、配点×5／5点
- A' の場合は、配点×4／5点
- B の場合は、配点×3／5点
- B' の場合は、配点×2／5点
- C の場合は0点

背景		本市では、『みどりの魅力あふれる大都市・大阪～誰もが住みたい・働きたい・訪れたいと思う「緑の都市」へ～』を基本理念に、まちの多様な「みどり」を活かすことを基本方針の一つとして、柔軟なみどりの活用に取り組んでいます。その一つとして、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称：パークファン）を進めており、公園を活用する市民や民間事業者等（以下「プレーヤー」という。）を募集して行政がプレーヤーを支援しながらプログラムを実施しています。今後は本事業を広く展開するとともに、そのような取り組みをより多くの公園で根付かせる（定着化）とともに、将来的には行政による必要最小限の支援のみで、プレーヤーが公園を自発的・継続的に活用（自走化）できるようにすることが求められています。
特定 テーマ1	内容	プレーヤーが公園での活動を継続するための支援の一つとして、企業等の外部支援者（以下「サポーター」）が有効であると考えており、令和7年度には鶴見緑地で実施した万博連携イベントにおいてプレーヤーとそれを支援するサポーターとをマッチングさせる取組（パーク・コネクト）について検証を行い、サポーターによる支援の有効性は確認できたが、大規模公園でのイベント内での取組であったため、この取組みを小規模公園へ展開する仕組みの構築が課題となっています。加えて、大規模公園での検証においても企業等からの自発的な申込が少なかったことから、サポーターの確保に工夫が必要であると考えています。そこで、小規模公園における公園活用を対象としたサポーターの募集にあたり、企業等から支援を効果的に引き出し、継続的な支援につなげるための検討プロセスについて提案してください。
特定 テーマ2	内容	本業務では、特定テーマ1の検討プロセスを踏まえてサポーター募集を行い、サポーターとプレーヤーをマッチングし、プログラム開催に向けたコーディネート（関係者調整・実行支援等）を実施し、モデルケースとして検証を行います。については、プログラム開催に向けてサポーターとプレーヤーをつなぐコーディネートの手法（①両者のニーズ・条件・期待値を把握し要件化する方法、②マッチングの判断基準と決定プロセス（相互合意形成を含む））及び、プログラム開催に向けた関係者（サポーター・プレーヤー・地域関係者）との調整の進め方、モデルケースを踏まえて取組を24区へ展開するための検討プロセスを提案してください。

〈評価シート〉

評価項目		評価の着眼点	配点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分		
配置 予 定 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	管理 技 術 者	専門技術力（過去 10 年間の規定業務の実績）	20	10	5	①	
		専任性（他の業務との兼任状況）			5	②	
	照査 技 術 者 担 当 技 術 者	専門技術力（過去 10 年間の規定業務の実績）		5	5	③	
		専門技術力（過去 10 年間の規定業務の実績）		5	5	④	
実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロー ・ 工 程 表 ・ そ の 他	業務の理 解度	目的、条件、内容の理解	20	20	5	⑤	
	実施手順	実務手順の妥当性			5	⑥	
		業務量の把握、人員配置の妥当性			5	⑦	
	その他	重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）			5	⑧	
特定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特定 テ ー マ 1	的確性	60	25	10	⑨	
		実現性			提案内容の裏付けと具体性	10	⑩
		独創性			提案内容の独創的な工夫	5	⑪
	特定 テ ー マ 2	的確性①		課題の理解度	35	10	⑫
		的確性②		特定テーマ 1 との整合性		5	⑬
		実現性		提案内容の裏付けと具体性		10	⑭
		独創性		提案内容に独創的な工夫		10	⑮
	合計(100 点満点)			100			

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点				A	A'	B	B'	C	評価点	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	都市公園における 管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園における担当技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における担当技術者としての規定業務の実績がある	—	5	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満 かつ 件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満 かつ 件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満 かつ 件数が 10 件未満	—	—	5	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	都市公園における 照査技術者または 管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園における担当技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における照査技術者または管理技術者としての規定業務の実績がある	都市公園以外における担当技術者としての規定業務の実績がある	—	5	③
	担当技術者	専任性	過去 10 年間の規定業務の実績	配置する担当技術者の 2 名が都市公園における規定業務の実績がある	配置する担当技術者のうち 1 名が 都市公園における規定業務の実績がある	配置する担当技術者の 2 名が都市公園以外における規定業務の実績がある	配置する担当技術者のうち 1 名が都市公園以外における規定業務の実績がある	配置する担当技術者の 2 名共に規定業務の実績がない	5	④

* 「規定業務」とは、技術提案説明書に記載している「公共的空間における市民等の利活用への支援に関する業務」業務である。

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	評価点	備考
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が優れている	—	目的、条件、内容の理解が妥当である	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	5 ⑤
	実施手順	実務手順の妥当性	業務実施手順が妥当であり、特に実効性がある	業務実施手順が妥当であり、実効性がある	業務実施手順の検討が妥当である	—	業務実施手順の検討が 不十分である	5 ⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量に対して十分な人員配置であり、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	業務量の把握、人員配置が妥当である	—	業務量の把握、人員配置が不十分である	5 ⑦
	その他	重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）	技術提案説明書に示されていない留意点（課題）と根拠が示されており、実効性が特に優れている	技術提案説明書に示されていない留意点（課題）と根拠が示されており、優れている	技術提案説明書に示されていない留意点（課題）が示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、留意点把握として十分とは言えない	5 ⑧
特定テーマ 1 に対する技術提案	的確性	目的を理解し、提案内容に反映されているか	課題の理解が適切であり、サポーターからの支援を引き出す手法やその支援継続につながる提案の内容が両方とも優れている	課題の理解が適切であり、サポーターからの支援を引き出す手法または支援の継続につながる提案の内容どちらかが優れている	課題の理解が適切であり、サポーターからの支援を引き出す手法や支援の継続につながる提案の内容が平凡である	—	課題の理解が適切でなく、理解が不十分である	10 ⑨
	実現性	提案内容の裏付けと具体性があるか	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けと、支援の継続につながる具体的な方法について、詳細な提案がある	—	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けと、支援の継続につながる具体的な方法について、提案がある	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けまたは、支援の継続につながる具体的な方法について、どちらかが不十分な提案である	提案内容について事例等の根拠をもった裏付けと、支援の継続につながる具体的な方法について、不十分な提案である	10 ⑩
	独創性	案内容に独創的な工夫がされているか	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案が 3 つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な 2 つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案がある	—	汎用的な内容であり、工夫がみられない	5 ⑪
特定テーマ 2 に対する技術提案	的確性 ①	目的を理解し、提案内容に反映されているか	着目点が適切であり コーディネート手法と 検討プロセスの提案の内容が特に優れている	着目点が適切であり、コーディネート手法または検討プロセスの提案の内容について、どちらかが優れている	着目点が適切であり、コーディネート手法や検討プロセスの提案の内容が平凡である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	10 ⑫
	的確性 ②	特定テーマ 1 との整合性	特定テーマ 1 との整合性や関連性が示されており、公園活用の拡大の工夫が特に優れた提案である	—	特定テーマ 1 との整合性や関連性が十分な提案である	—	特定テーマ 1 との整合性や関連性が不十分な提案である	5 ⑬
	実現性	提案内容の裏付けと具体性があるか	提案内容の裏付けと具体性が示され、調整手法と継続的な参加について、優れた提案である	具体的な検討プロセスが示されており、スケジュールもしくは課題解決の提案がある。	提案内容の裏付けと具体性が示され、調整手法や継続的な参加について、十分な提案である	—	提案内容の裏付けと具体性について、不十分な提案である	10 ⑭
	独創性	提案内容に独創的な工夫がされているか	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案が 3 つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案が 2 つ以上ある	課題解決に寄与する独創的で効果的な提案がある	—	汎用的な内容であり、工夫がみられない	10 ⑮

(4) 審査を行った事業者(五十音順)
中央復建コンサルタンツ株式会社

(5) 審査の結果

評価項目		評価の着眼点	ア社		
			評価	点数	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力（過去 10 年間の規定業務の実績）	A ‘	4	
		専任性(他の業務との兼任状況)	A	5	
	照査技術者	専門技術力（過去 10 年間の規定業務の実績）	A ‘	4	
	担当技術者	専門技術力（過去 10 年間の規定業務の実績）	A	5	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	B	3	
	実施手順	実務手順の妥当性	A	5	
		業務量把握、人員配置の妥当性	B	3	
	その他	重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）	A	5	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	10
		実現性	提案内容の裏付けと具体性	B’	4
		独創性	提案内容に独創的な工夫	A ‘	4
	特定テーマ2	的確性①	課題の理解度	A ‘	8
		的確性②	特定テーマ1との整合性	B	3
		実現性	提案内容の裏付けと具体性	A	10
		独創性	提案内容に独創的な工夫	A ‘	8
	合計(100点満点)			81	